

匝瑳中継施設整備工事
 回答書

1. 意見・質問事項

No.	図書名	頁	項目								タイトル	質問・意見事項	回答
1	入札説明書	10	第5		4	(2)					提案書類改善承諾書の提出期限	提案書類改善承諾書において、図面や仕様書が変更となる場合には、説明資料や図面を添付する必要があると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
2	発注仕様書	2, 24, 25	第1章	第2, 11節								建設工事における工事実施日・作業時間については定めがありませんが制限・制約がなく受注者が決めるものとしてよろしいでしょうか。	原則として、日曜日、祝日及び年末年始には行わないものとし、午前8時30分～午後5時00分までとします。 なお、中断が困難な作業、重機搬入等をやむを得ない場合は、事前に本組合の承諾を得て作業することが出来るものとします。
3	発注仕様書	2	第1章	第2節	3	(1)					ごみ中継設備	直接持込の普通ごみについて、貴組合が所有するパッカー車とありますが、3t車と考えてよろしいでしょうか。	組合が所有するパッカー車は3t、10t車です。 使用車両は業者提案とします。
4	発注仕様書	2	第1章	第2節	3	(1)					ごみ中継設備	資源ごみについて収集業者による回収または4tコンテナ車にて搬送とありますが、4tコンテナ車以外はごみ種毎にどのような回収方法でしょうか。	紙類、衣類は4t平ボディ、金属類は10tロングのユニック車にて回収を行っています。
5	発注仕様書	4	第1章	第2節	7	(1)					工事計画	隣接する中継施設について新設工事の工事関係車両動線や作業条件に制約・制限があればご教授いただけませんか。	前面道路が同一のため、既設中継施設の出入口や搬入車両が通行する道路上に工事関係車両が停まることがないようにしてください。
6	発注仕様書	4	第1章	第2節	8	(2)	1)				ユーティリティ条件	各ユーティリティの取り合い点をご教示ください。	添付資料①をご確認ください。
7	発注仕様書	4	第1章	第2節	8	(2)					ユーティリティ条件	事業地内に構内第1柱を設置し引込とありますが、既に門扉近くに電力引込が設けられていると思われます。現存する引込柱からの残置施設への給電を残しつつ、分岐盤を新たに設置し新施設への給電も行えるように更新するなど、具体的な計画があればご教示ください。また、現状の単線系統図や受電設備の図面のご提供をお願い致します。	具体的な計画はありません。 旧施設の解体工事で敷地内の電気計装設備は全て撤去します。
8	発注仕様書	4	第1章	第2節	8	(2)	6)				ユーティリティ条件	工事中のその他必要なユーティリティについて、受注者が調達し、費用は受注者が負担とありますが、受注者負担となるのは工事中のユーティリティのみで、施設電気、水道、電話、排水などを含めて全般的に申し込み手続きは受注者で援助を行います。申込契約者は貴組合であり、初期工事費、負担金、ランニング費は受注者範囲外との理解でよろしいでしょうか。	負担金及びランニング費は組合負担とします。
9	発注仕様書	6	第1章	第3節	2	(4)					災害ごみの受入	受け入れた災害ごみは、ヤード等に貯留するものとの理解でよろしいでしょうか。別途そのためのスペースを確保することは困難になるかと思われます。	ヤード及びホッパに貯留する想定とし、災害ごみの貯留スペースを別途設ける必要はありません。

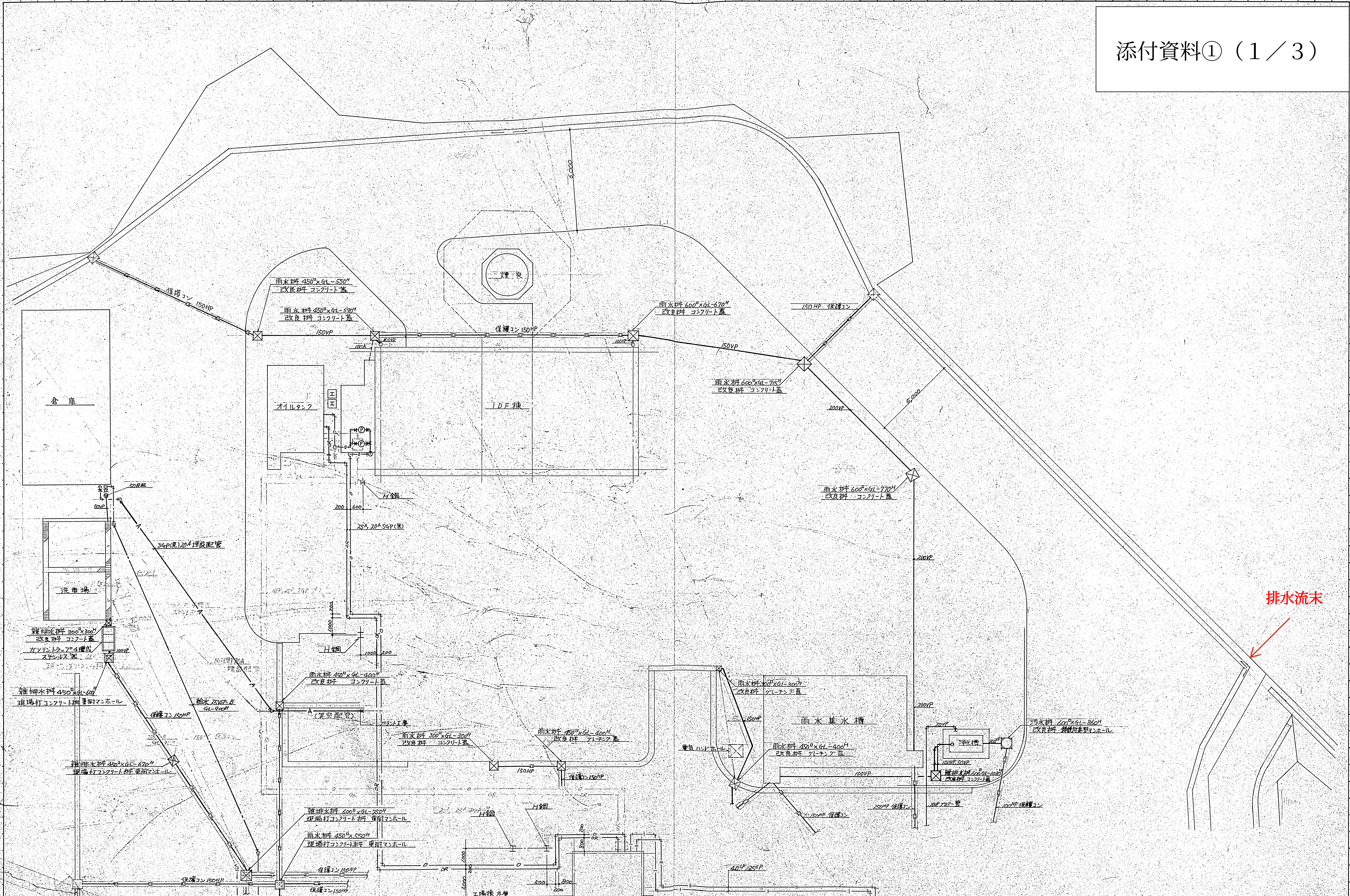
10	発注仕様書	7	第1章	第3節	3	(4)					水質基準	BOD、COD、ノルマルヘキサンなどの排水基準はありますでしょうか。あれば基準値をご教示ください。	添付資料②をご確認ください。
11	発注仕様書	9	第1章	第3節	4	(2)					振動対策	…振動の伝播を防止するため独立基礎、防振装置を設けるなど対策を考慮すること。とありますが、対策が必要な個所があれば、独立基礎か防振装置などのうちひとつを設けることでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
12	発注仕様書	18	第1章	第9節	4	(1)					その他	敷地内の残留物は・・・とございますが、解体工事で撤去される範囲をご教示ください。また、解体撤去工事後の図面をいただけないでしょうか。 (地上物に加え、杭や地中埋設物についても基本的に撤去されているという認識でよろしいでしょうか)	解体撤去中のため解体後の図面はありません。計画では杭や埋設物は撤去することとしています。
13	発注仕様書	18	第1章	第9節	4	(1)					敷地内存置物	敷地内の残置物は敷地境界沿いのU字側溝、北東境界沿いのL型擁壁、敷地内の路盤材と考えておりますが、その他にありますでしょうか。	U字側溝、路盤材及び流末部の接続管が残置物に当たり、L型擁壁は土地の定着物のため、残置物としては扱いません。
14	発注仕様書	18	第1章	第9節	4	(2)					その他	汚染土壌の置換のみではなく、区域指定解除までが工事範囲という認識でよろしいでしょうか。	提案内容により範囲が異なるため、落札者と協議をいたします。
15	発注仕様書	24	第1章	第13節	2						許認可申請	確認申請は指定確認検査機関（民間）を利用してよろしいでしょうか。	指定確認検査機関を利用いただいてもかまいません。
16	発注仕様書	24	第1章	第13節	3	(1)	2)				地元住民への配慮	最大車両サイズ、走行時間、進入ルート制限や工事可能時間、工事不可日などの住民協定等による工事の制約となる取り決めや協定等ありますでしょうか。	現時点では協定等はありません。
17	発注仕様書	25	第1章	第13節	3	(5)					保険	「…部分払い時には火災に対する保険に加入すること」とありますが、これは貴組合に部分引き渡しを行った(所有権が移った)場合に、工事竣工まで請負者が火災に対する保険に加入するということでしょうか。その場合、部分引き渡しの対象をご教示ください。	竣工までを対象といたします。
18	発注仕様書	26	第1章	第13節	3	(9)					埋設物の表示	①埋設物の表示対象物の具体例をご教示いただけませんか。 ②またその表示範囲についても合わせてご教示いただけませんか。	水道管、排水管等の埋設管全てを想定しています。 表示範囲は敷地境界内となります。
19	発注仕様書	26	第1章	第13節	3	(10)	4)				発生材の処理等	「敷地の管理上残置されている構造物等」とは具体的にどのような物かご教示ください。	撤去されないものは、敷地内外周U300側溝約290m、側溝に密着しているガードレール基礎約20m、流末部の接続管約4mです。
20	発注仕様書	26	第1章	第13節	3	(10)	4)				発生材の処理等	敷地の管理上残置されている構造物等については、…とありますが、残置されている構造物をご教示ください。	No. 19の通りです。

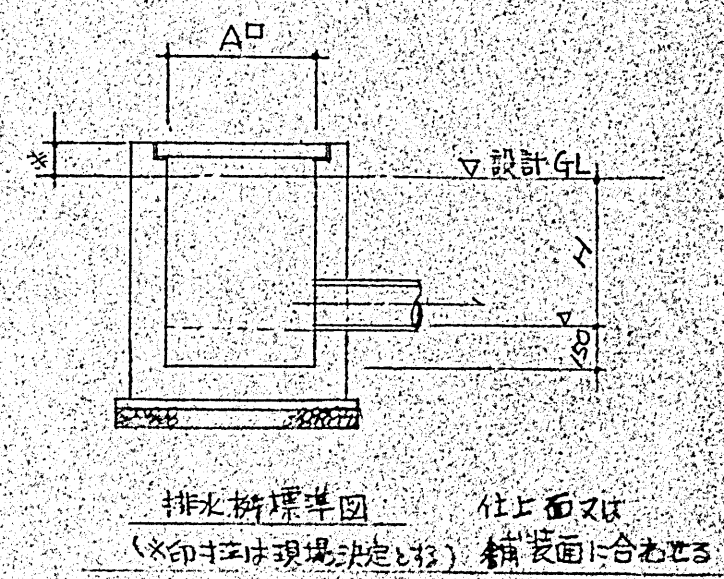
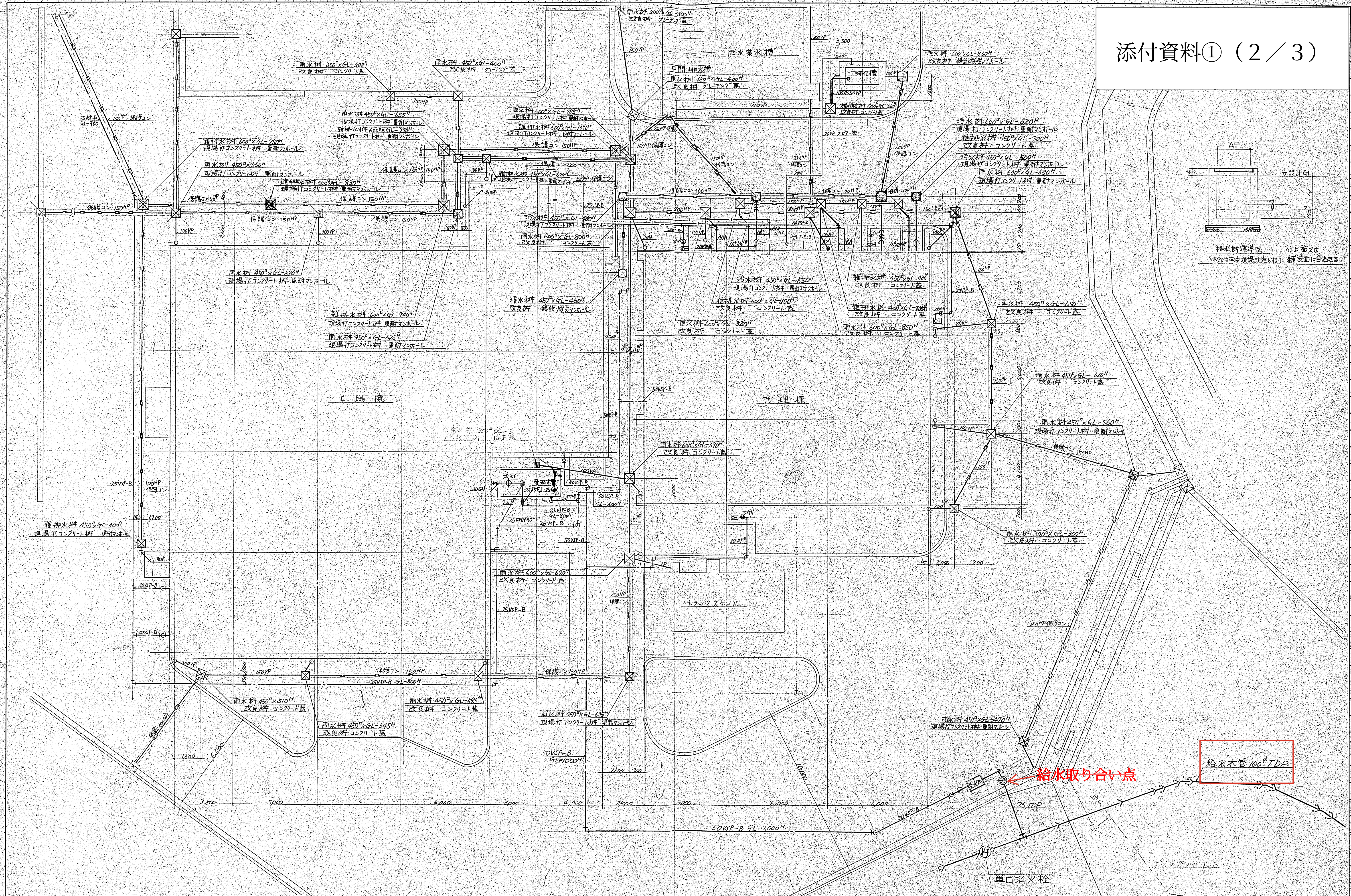
21	発注仕様書	26	第1章	第13節	4					予備品及び消耗品	海外製品の設備機器を採用する場合、交換部品（シリンダ含む）は全て予備品として納入することとありますが、国内で容易に手配可能なものについては除外させていただいてよろしいでしょうか。	国内で容易に手配可能なものについては、除外といたします。
22	発注仕様書	27	第1章	第13節	4	(2)				消耗品の数量	燃料類とありますが、使用状況、燃費等不明であることから、車両、重機等の燃料は含まないと考えてよろしいでしょうか。	納品時には各資材は充満した状態としてください。
23	発注仕様書	31	第2章	第1節	8	(7)				その他	ごみの保有水及びごみの処理に伴い生じる汚水が漏れ出し、地下に浸透することがない構造のものであることとありますが、ごみ汚水はコンパクタから直接コンテナへ貯留することで施設内への漏洩を防止するとともに、ごみを貯留しているコンテナからの汚水漏れが無いようにすればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
24	発注仕様書	32	第2章	第2節	1					計量機	今回設置する計量機システムは、後述の計装設備と「ごみ搬入・搬出データ」のやり取りがありますが、それ以外の他場所とのデータ共有は不要との理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
25	発注仕様書	32	第2章	第2節	1	(4)	9)			特記事項	停電等発生時においても計量器及び計量システムが使用できるようにすることとありますが、無停電電源装置の項目にありますように、停電の際、10分以上稼働し、安全にシャットダウンできればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
26	発注仕様書	34	第2章	第2節	5	(1)				形式	フィーダ方式やエプロンコンベヤ方式は認められないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
27	発注仕様書	35	第2章	第3節	1	(4)				特記事項	ごみに含まれる汚水は直接コンテナに貯留するとありますが、コンパクタから外部の枳等に貯留し、ポンプ等によりコンテナに戻すことは不可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
28	発注仕様書	36	第2章	第3節	3	(3)	(2)			特記事項	主要項目には最大積載量を記載する必要がありますが、平均積載量は別途ご提案するものと考えてよろしいでしょうか。その場合には一般的な中継施設の実績より6.5t以上を確保する必要があると考えてよろしいでしょうか。	業者提案としますが、一般的な中継施設の積載量を想定しています。
29	発注仕様書	36	第2章	第3節	3	(4)	2)			特記事項	コンテナは、コンパクタの着脱時、搬出車両からの荷上げ、荷下ろし時に臭気や汚水の漏洩に十分配慮された形式のものとすることとし、ごみこぼれが生じない構造とすることとありますが、荷上げ、荷下ろし時の汚水量およびコンテナの傾き等を考慮し、内部のごみ汚水が漏洩しない構造であることを提案書類でお示しすればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
30	発注仕様書	37	第2章	第3節	4	(3)	1)			車両総重量	車両総重量20t以下とありますが、道路運送車両法に定められた車検証に記載される重量と考えてよろしいでしょうか	特殊車両通行許可申請を必要としない重量としてください。

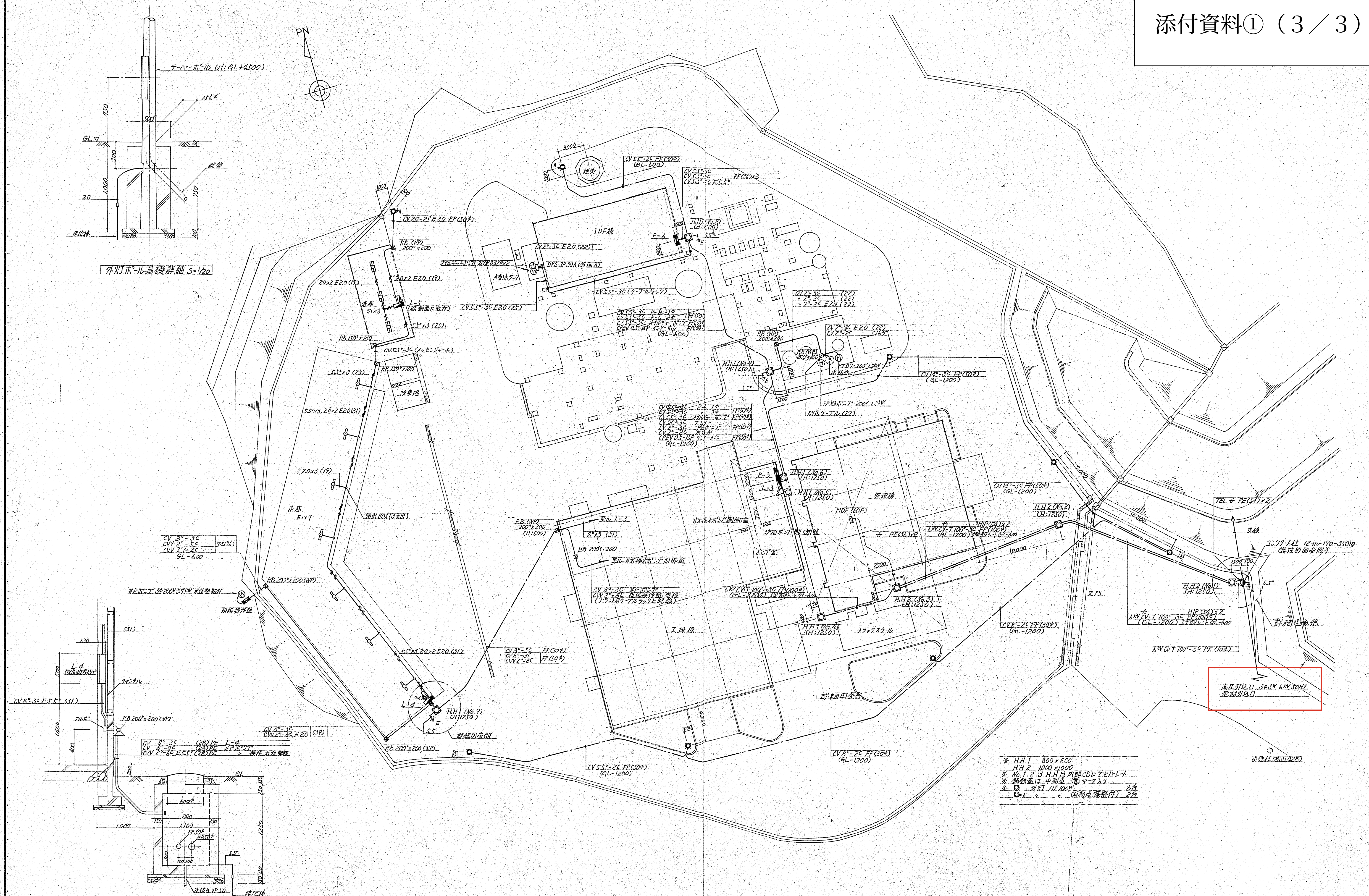
31	発注仕様書	37	第2章	第3節	4	(4)	2)				特記事項	搬出先の施設のプラットホームまで通行可能であることとありますが、重量制限がある箇所があれば、軌跡に置いて厳しい箇所があればご教示ください。	重量制限がある箇所及び軌跡に置いて厳しい箇所等はありません。
32	発注仕様書	41	第2章	第3節	7	(1)					一般持込用保管所	直接搬入された普通ごみを貯留する、貴組合様が保有するパッカー車の車格(10t, 4t)と排出方式(ダンプ排出、押出排出)をご教示ください。	組合が所有するパッカー車は3t、10t車であり、排出方法は押出排出です。
33	発注仕様書	41	第2章	第3節	7	(2)						スプレー缶は分別された状態で持ち込まれるという認識でよろしいでしょうか。	搬入者が分別して荷下ろしを行います。
34	発注仕様書	41	第2章	第3節	7	(2)					一般持込用保管場所	各品目別に…スペースを確保すること、とありますが、ペットボトルや缶はそれぞれ4tコンテナをおく必要があるでしょうか。その他どの程度のスペースが必要かご教示ください。	4tコンテナ3台分のスペースを確保し、その他は業者提案とします。
35	発注仕様書	41	第2章	第3節	7	(3)					一般持込用保管場所	粗大ごみは4tコンテナ3台のスペース確保とありますが、140m2の保管所内と考えてよろしいでしょうか。	140m2の保管所外のスペースを想定しています。
36	発注仕様書	54	第2章	第8節	1						床洗浄装置	洗車装置と兼用の計画としてもよろしいでしょうか。	運営面にて、清掃作業に支障が無い計画としてください。
37	発注仕様書	55	第2章	第8節	3						雑用空気圧縮機	プラント機械設備の稼働に影響のない場合は、清掃時に使用できる可搬式ブロアでもよろしいでしょうか。	可搬式ブロアではないものを設置してください。
38	発注仕様書	56	第3章	第1節	3	(3)					仮設事務所の備品について	施工監理者用に必要な人数は2, 3人の想定でよろしいでしょうか。	6人程度を想定しています。
39	発注仕様書	57	第3章	第1節	7							区域解除予定区画は工事着工前に解除されるということでしょうか。	お見込みの通りです。
40	発注仕様書	57	第3章	第1節	7	(2)					土木工事	施工中に大雨等で土砂構造物等に損害が生じ、補修の必要が生じた場合、受注者の経費負担で復旧することとありますが、想定外の自然災害の場合は協議させていただけるものとしてよろしいでしょうか。	想定できない大災害の場合は別途協議とします。
41	発注仕様書	60	第3章	第2節	3	(2)	2)				解体撤去した施設の杭	解体撤去したごみ焼却施設の杭は全て撤去されていると考えてよろしいでしょうか。	杭は全て撤去済みです。
42	発注仕様書	61	第3章	第2節	3	(4)	1)	ウ			屋根	・・・特に、夏季の作業者の熱中症等の防止に配慮し、高温にならない屋根の仕様を選定することとありますが、内装材等で対応可能であれば、屋根での対応に限定しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
43	発注仕様書	62	第3章	第2節	4	(2)	2)				内部仕上	床洗浄する場所、水の垂れる場所、粉じんのある床は防水施工とすることとありますが、下層階に居室がない場合は不要との理解でよろしいでしょうか。	床洗浄する場所、水の垂れる場所、粉じんのある床は、居室の有無にかかわらず防水施工を実施してください。

44	発注仕様書	66	第3章	第4節	3	(4)					排水	プラント排水は原則コンパクトコンテナに注水してごみと一緒に搬出する計画と致しますが、一部は排水処理設備で処理を行い外部放流する計画としてもよろしいでしょうか。（洗車排水の全量をコンテナ搬出することは難しいと考える為）	排水基準に則り放流してください。
45	発注仕様書	68	第3章	第5節	1	(4)					駐車場工事	駐車場及びコンテナヤードは何台分必要でしょうか。	従事予定者の他、来客用として3～5台程度を想定しています。 ただし必要施設・設備設置によりスペースが確保できないようであれば、敷地外を駐車場として使用できるものとしますが、借地のため確約するものではありません。 コンテナヤードは、業者提案としてください。
46	発注仕様書	68	第3章	第5節	1	(4)					駐車場工事	コンテナヤードは搬出業者用の4tコンテナ用との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
47	発注仕様書	68	第3章	第5節	1	(7)					コンテナ置き場	可燃ごみ搬出用コンテナの置き場との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
48	発注仕様書	68	第3章	第5節	1	(7)					コンテナ置き場	敷地内に収まらない場合、コンテナ置き場は敷地外（現計量機配置エリア）に配置てもよろしいでしょうか。	敷地内の利用を想定しています。 ただし必要施設・設備設置によりスペースが確保できないようであれば、敷地外を駐車場として使用できるものとしますが、借地のため確約するものではありません。
49	発注仕様書	68	第3章	第5節	1	(7)					コンテナ置き場	搬出車両（コンテナ運搬車）の駐車スペースは敷地外（現計量機配置エリア）に確保してもよろしいでしょうか。	No. 48の通りです。
50	添付資料1 敷地境界図											敷地境界図において、敷地内に道路状の部分が確認されますが、これは里道（法定外公共物）に該当するのでしょうか。もし里道である場合、工程や工事費に影響する法的な制限や、必要となる手続きなどがありますでしょうか。	法定外公共物（赤道、里道）に該当します。 建築計画により今後関係機関と協議を行います。
51	添付資料1 敷地境界図											敷地境界図において敷地内に水路（法定外公共物）が存在する可能性はありませんでしょうか。もし水路がある場合、工程や工事費に影響する法的な制限や、必要となる手続きなどはございますでしょうか。	法定外公共物（水路）はありません。
52	添付資料4										外構埋設物の撤去	資料にあります外構既存給排水埋設配管、電気配線、HH等は全て撤去済みとしてよろしいでしょうか。	図面に記載された建造物は全て撤去いたします。
53	添付資料6										区域指定解除	区域指定解除の詳細要求事項ご指示ください。	No. 14の通りです。
54	添付資料6										同上	資料最下に区域指定解除予定区画のみを範囲と考えてよろしいでしょうか。	区域指定解除予定区画はB1－1、B1－5、B1－6、B1－8、B1－9、B2－2、C1－4、C1－7、C1－8であり、区域指定解除予定外区画はA2－9、B2－4、B2－7、B3－1、B3－3です。
55	添付資料6										同上	地下水位が不明ですが地下水汚染は今回除外と考えてよろしいでしょうか。	区域指定解除予定区画における事前調査では、地下水汚染はありません。

56	添付資料6										同上	上記汚染土置換から検査・指定解除の期間ご指示ください。	関係機関との協議結果によるため、現時点では具体的な日程等はお示しできません。
57	添付資料6										同上	汚染土各区画の含有濃度ご指示ください。	落札者と協議をいたします。







排水基準(その1の1)【BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質】

(畜産関係特定施設及び1日当たりの平均排水量30m3/日以上)[単位:mg／L](排水基準を定める省令第1条、別表第2、上乗せ条例第4条、6条、別表第3、別表第4)

業種等	水域	区分	新設既設の区分	第1種水域				第2種水域				第3種水域				特定施設の番号 (政令別表第1の番号)	
	項目等			BO D 又は CO	SS	ノルマルヘキサ ン抽出物質		BO D 又は CO	SS	ノルマルヘキサ ン抽出物質		CO D	SS	ノルマルヘキサ ン抽出物質			
	1日当たりの平均排水量					鉍物 油	動植物 油			鉍物 油	動植物 油			鉍物 油	動植物 油		
食料品製造業、皮革製造業、死亡 獣畜取扱業、と畜業及び洗 びん施設	30m3以上500m3未満	イ	A 新設	25	70	3	30	25	70	3	30	25	70	3	30	2～10、13～18の2、 52、63の2、69	
			B 旧条例の新設扱い	25	70	3	30	25	70	3	30	25	70	3	30		
			C 既設	80	70	3	30	130	70	3	30	130	70	3	30		
	500m3以上	ロ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
C 既設			25	50	3	10	25	50	3	10	25	50	3	10			
旅館業、共同調理場、弁当仕出 屋、弁当製造業及び飲食店	30m3以上500m3未満	ハ	A 新設	20	40	3	5	20	40	3	5	20	40	3	5	66の3～66の8	
			C 既設	60	70	3	15	60	70	3	15	60	70	3	15		
	500m3以上	ハ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			C 既設	60	50	3	10	60	50	3	10	60	50	3	10		
し尿処理施設(東京湾流域におけ る201人～500人まで)	30m3以上500m3未満	レ	A 新設	20	50	3	20	20	50	3	20	—	—	—	—	指定地域特定施設	
	500m3以上	レ	A 新設	20	50	2	20	20	50	2	20	—	—	—	—		
	30m3以上	レ	C 既設	60	110	3	20	90	150	3	20	—	—	—	—		
し尿処理施設(501人から2,000人 まで並びに印旛沼、手賀沼流域 及び常陸利根川流域における201 人から500人まで)	30m3以上500m3未満	ニ	A 新設	10	20	3	5	10	20	3	5	10	20	3	5	72、湖沼法のみなし 浄化槽	
			B 旧条例の新設扱い	30	70	3	15	30	70	3	15	30	70	3	15		
			C 既設	60	110	3	15	90	150	3	15	90	150	3	15		
	500m3以上	ニ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			B 旧条例の新設扱い	30	70	3	10	30	70	3	10	30	70	3	10		
			C 既設	60	110	3	10	90	150	3	10	90	150	3	10		
し尿処理施設(2,001人以上)	30m3以上500m3未満	ホ	A 新設	10	20	3	5	10	20	3	5	10	20	3	5		
			B 旧条例の新設扱い	30	70	3	15	30	70	3	15	30	70	3	15		
			C 既設	30	80	3	15	60	110	3	15	60	110	3	15		
	500m3以上	ホ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			B 旧条例の新設扱い	30	70	3	10	30	70	3	10	30	70	3	10		
			C 既設	30	80	3	10	60	110	3	10	60	110	3	10		
浄水施設	30m3以上	ヘ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3	64の2	
			C 既設	20	50	3	10	20	50	3	10	20	50	3	10		
下水道終末処理施設	30m3以上500m3未満	ト	A 新設	20	70	3	30	20	70	3	30	20	70	3	30	73	
	500m3以上	ト	A 新設	20	70	2	30	20	70	2	30	20	70	2	30		
	30m3以上	ト	C 既設	20	70	3	30	20	70	3	30	20	70	3	30		
動物系飼料等製造業	30m3以上500m3未満	チ	A 新設	10	40	3	3	10	40	3	3	10	40	3	3	11	
			C 既設	80	70	3	30	80	70	3	30	80	70	3	30		
	500m3以上	チ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			C 既設	80	50	3	30	80	50	3	30	80	50	3	30		
天然ガス鉍業及び天然ガス汲み 上げに付随する塩水を原料とする 無機化学工業製品製造業 (沃素を製造するものに限る。)	30m3以上500m3未満	リ	A 新設	70	90	3	5	70	90	3	5	70	90	3	5	1、27	
			C 既設	70	90	3	15	70	90	3	15	70	90	3	15		
	500m3以上	リ	A 新設	70	90	2	3	70	90	2	3	70	90	2	3		
			C 既設	70	90	3	10	70	90	3	10	70	90	3	10		
水産物に係る卸売市場	30m3以上	ル	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3	69の2	
			C 既設	30	50	3	10	30	50	3	10	30	50	3	10		
畜産関係特定施設*	15m3未満	オ	A 新設	300	150	—	—	300	150	—	—	300	150	—	—	1の2、74(畜産排水の みを処理するもの*)	
			C 既設	300	150	—	—	300	150	—	—	300	150	—	—		
	15m3以上50m3未満	オ	A 新設	120	150	—	—	120	150	—	—	120	150	—	—		
			C 既設	120	150	—	—	120	150	—	—	120	150	—	—		
	50m3以上	オ	A 新設	120	150	5	30	120	150	5	30	120	150	5	30		
			C 既設	120	150	5	30	120	150	5	30	120	150	5	30		
病院施設(300床以上、印旛沼、 手賀沼及び常陸利根川流域に あつては120床以上)	30m3以上500m3未満	ワ	A 新設	20	40	3	5	20	40	3	5	20	40	3	5	68の2、湖沼法のみな し病院施設	
			C 既設	60	70	3	15	60	70	3	15	60	70	3	15		
	500m3以上	ワ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			C 既設	60	50	3	10	60	50	3	10	60	50	3	10		
ごみ焼却施設及び産業廃棄物処 理施設	30m3以上500m3未満	カ	A 新設	20	40	3	5	20	40	3	5	20	40	3	5	71の3、71の4	
			C 既設	25	70	3	15	25	70	3	15	25	70	3	15		
	500m3以上	カ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			C 既設	25	50	3	10	25	50	3	10	25	50	3	10		
その他の業種又は施設	30m3以上500m3未満	ヨ	A 新設	20	40	3	5	20	40	3	5	20	40	3	5	1、12、18の3～51の 3、53～63、63の3、 64、65、66、66の2、 67、68、70～71の2、 71の5、71の6、74	
			B 旧条例の新設扱い	25	70	3	15	25	70	3	15	25	70	3	15		
			C 既設	25	70	3	15	25	70	3	15	50	70	3	15		
	500m3以上	タ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			C 既設	25	50	3	10	25	50	3	10	25	50	3	10		

注)

- 「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。区分年月日は別表6(p48)のとおりである。
- 水域区分は別図3(p57)のとおりである。
- BODの排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する排水水に限って適用され、CODの排水基準は海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用される。
- *印の施設は、政令別表第1第1号の2に掲げる特定施設(畜舎)及び畜舎に係る污水等のみを処理する同表第74号に掲げる特定施設(特定事業場から排出される水の処理施設、畜産関係排水処理施設)をいう。
また、畜産関係排水処理施設には、当該業種・施設の項では、BOD、COD及びSSの基準が適用になり、ノルマルヘキサン抽出物質については、その他の業種又は施設の基準が適用になる。
- 一つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとにもっとも厳しい基準が適用される。(上乗せ条例第9条第1項)